主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴人は「原判決を取消す。旧軍人Aの戦死による遺族扶助料に関する控訴人の訴願につき、被控訴人が昭和三十五年十二月三日付でした裁決はこれを取消す。訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人の指定代理人は「本件控訴を棄却する。」との判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張及び証拠関係は

控訴人において

戦死者Aの母は右のとおりBであり、Bの母はGである。本件の扶助料を現に受けているEはGの没後Bの父Dの後妻として入籍したもので、Bの父の妻であり、Aの祖父の妻である。A死亡当時同人と同一戸籍内に在つたのはこのEのみである。このEを恩給法上の祖母と見立て、これにA戦死にかかる扶助料を昭和二十八年の裁定が被控訴人主張の日になされたことは争はないと述べ、立証として甲第内の裁定が被控訴人指定代理人において、控訴人の各主張事実中戸籍関係、Aの入隊戦死の事実、その日時、A戦死による扶助料をEに支給している事実はいずれもこれを認めるが、両余の事実は不知の大勝戦死の事実はいずれもこれを認めるが、面余の事実は不知のおりであるが、Bに支給する旨の裁定を述べ、お総理府恩給局長がAの死亡による遺族扶助料をEに支給する旨の裁定を述べ、日第一、二号証の成立を認めると述べ、内則決の事実摘示のとおりであるから、ここにこれを引用する。

理由

一、 控訴人の長男Aが昭和十九年七月二十八日旧軍人(当時軍医大尉)として 戦死したことは当事者間に争がなく、成立に争のない甲第一、二号証と本件弁論の 全趣旨を合はせ考えると、右Aの身分及びその生活関係等について大要次の事実を 認め得る。

控訴人(旧名H、当時の本籍広島県豊田郡 a 村大字 b c 番地)は、大正八年頃広島県豊田郡 d 村大字 e f 番屋敷 D の長女 B (旧名チクヨ)と事実上の婚姻をしたが、当時控訴人は戸主であり、Bもまた戸主 D の法定推定家督相続人であつたため簡単に婚姻の届出ができなかつた関係上、未届のままであつたところ、B が懐近れてので、生れてくる子供を嫡出子として届出でたいために控訴人は廃家の上大子縁をしてD の家籍に入り、同日Bとの婚姻届をすませ、同年三月十四日前記 A が控訴人とその妻Bとの間の長男として出生した。その後控訴人は昭和二年十一月二十日日大婦と協議離縁し、一家を創立して再びHの氏に復り妻Bも控訴人の家籍に入り、B とは日の推定家督相続人として D の家籍に残された。も前上のであるが、A だけは D の推定家督相続人として D の家籍に残された。も前に居住しており、A も朝鮮で生まれ、出生以来終始父母である控訴人夫婦と同居

し、その手許で養育されてきたものである。なおAは未婚者であつて戦死当時妻も子供もなかつたものである。

以上の事家が認められる。

二、 ところで次の事実は当事者間に争がない。

以上の事実は当事者間に争のないところである。

三、昭和二十年十一月二十四日、連合軍総司令部から日本政府に対し、「恩給及び恵与」に関する覚書が発せられ、政府はこれにもとずいて昭和二十一年二月日勅令第六八号をもつて「恩給法の特例に関する件」(以下旧勅令第六八号という)を公布し、これによつていわゆる軍人恩給は原則的に廃止され、旧軍人及び旧準軍人(以下旧軍人等という)に対する恩給及びその遺族に対する扶助料は支給されないこととなつた。ところがその後前記昭和二八年法律第一五五号(昭和二十八年八月一日から施行)の附則第一〇条により旧軍人等及びその遺族に対しても恩給を受ける権利または資格が与えられるにいたつた。そして本件における唯一の争点を受ける権利または資格が与えられるにいたつた。そして本件における唯一の争点は、同法条によつて支給されることとなったAの戦死による遺族扶助料の受給権者が進であるかという点にあるのである。

四、 右附則第一〇条の規定中、本件の争点に関するものは同条第一項第二号 イ、口の部分であつて念のためこの関係部分の規定を摘出すれば次のとおりであ る。

(第一項) 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号、以下「法律第三十一号」という)による改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人(以下「旧軍人」という)もしくは準軍人(以下「旧準軍人」という)又はこれらの者の遺族のうち左の各号に掲げる者は、この法律施行の時から、それぞれ当該各号に掲げる恩給を受ける権利又は資格を取得するものとする。

一、 (略)

二、 左に掲げる者の一に該当する旧軍人又は旧準軍人の遺族で、当該旧軍人又は旧準軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたものについては、旧軍人又は準軍人の遺族の扶助料を受ける権利又は資格。

イ 旧勅令第六十八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けた者及びその後順位者たる遺族。 ロ 本号イに掲げる以外の者でこの法律施行前に公務に起因する傷病のため死亡した旧軍人又は旧準軍人の遺族であるもの。

ハ (略)

五、 ところでAの戦死について、旧勅令第六八号の施行前に同人の遺族として 扶助料を受ける権利の裁定を受けた者の存しないことは本件弁論の全趣旨に徴し明 らかである。従つて本件の場合には、右附則第一〇条第一項第二号イの規定を適用 する余地はなく、同号ロの規定が適用さるべきであることは多言を要しない。 そして日間における当面の問題は要するに、右附則第一〇条第一項第二号ロに規

そして本件における当面の問題は要するに、右附則第一〇条第一項第二号口に規定する「旧軍人又は旧準軍人の遺族であるもの」とある「遺族」とは、Aの死亡当時施行されていた恩給法すなわち昭和二三年法律第一八五号によつて改正される以前の恩給法第七二条第一項(以下旧法という)に規定する「遺族」を指すのか、もしくは右法律によつて改正された恩給法第七二条第一項(以下新法という)に規定する「遺族」を意味するかの点に帰着するのであつて、本件における唯一の争点も結局は右のような法律上の問題にほかならないのである。

八、 右法律第一五五条附則第二八条には「旧軍人もしくは旧準軍人またはこれらの者の遺族に給する恩給については、この法律の附則に定める場合を除くの外、恩給法の規定を適用する」と規定する。右にいう「恩給法の規定」とは給与事由の生じた当時における恩給法の規定を指すものと解するから本件の場合においてもAの遺族が誰にあたるかは同人の戦死した昭和十九年七月二十八日当時の恩給法すなわち前示旧法第七二条第一項によつてきまるものであるとしなければならない。

九、既に六において述べたとおり、遺族の定義をした旧法第七二条第一項も新法第七二条第一項を見ても、恩給法においては公務員の死亡当時において遺族を確定する建前をとつていることは不変の原則であつて、公務員の死亡当時遺族であった者が、公務員の死亡後遺族でなくなるとか、公務員の死亡当時遺族でなった者が、公務員の死亡後に遺族となるような趣旨が設けられたことがないことから判断すると、昭和二十三年法律第一八五号施行前なかんずく応急措置法施行前に死亡した公務員の遺族は旧法第七二条第一項に規定するところに従い、夫々施行後死亡した公務員の遺族は新法第七二条第一項に規定するところに従い、夫々決定すべきものと解する。

一〇、 控訴人は法律第一五五号はその附則により既に廃止された旧軍人及びその遺族に対する恩給を新に附与することになつたものであり、この法律がすでに日本国憲法施行後相当の年月を経て制定されたものであるからには、憲法の趣旨にていしよくするものとして憲法施行と同時にその適用が排除された前示旧法第七二条第一項の適用を是認するような趣旨の規定を設けるものとはたやすく考えられないところであり、右の認定を正当とするなら右の附則は「家族制度」の否定を建前とする憲法の趣旨に反する規定とみられる虞なしとしない、と主張する。然しながらな訴人自身も旧軍人又は遺族に対する恩給又は扶助料の附与を以て憲法違反とするものでないことは本訴の提起自体によつても明かであり、法律第一五五号附則第一〇条第一項第二号イの旧勅令第六八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けた

ーー、次に前記附則第一〇条第一項第二号イロにおいて、新憲法施行前に死亡した旧軍人等の遺族として扶助料を受くべき権利又は資格を有する者を当該軍人等の死亡当時これと同一戸籍に在つた者に限定した部分が、控訴人の主張するように憲法第一四条の法の下の平等の規定に反し、また「家」の制度を認めるものとして同法第一三条、第二四条の各規定に違反するかどうかを検討する。

新憲法が右各条文に現わした精神に基き旧民法時代における「家」の制度を全く認めない立場をとつている以上その新憲法のもとに制定された前記法律第一五五条の中の冒頭規定の中で、遺族の要件を旧法第七二条第一項と同様な「家」の観念を前提として定めたことは、前記憲法の各条文に違反するのではないかとの疑念を生ずることは一応尤もなことである。しかし右イロの規定の中に家の存在を認めた部分があつたからといつて、そのことから当然にその規定が憲法の上記各規定に違反するものとは做し難い。

ーニ、 以上述べたところにより控訴人の本訴請求は認容しがたいからこれを棄却すべきものとする。これと同旨に出た原判決は相当であつて本件控訴は理由がない。

よつて民事訴訟法第三八四条第九五条第八九条に則り主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 谷本仙一郎 裁判官 堀田繁勝 裁判官 野本泰)